

2012年4月 日

殿

新たな人権救済機関の設置に係わって、
立法根拠そのものから国民的な検討と議論を求めます

法務省は、人権救済機関設置法案の今国会提出にむけ、20日頃の閣議決定へと関係機関との調整を進めている、と報道されています。

いま提示されている人権機関は、人権施策推進審議会答申が同和対策終結に反対する意見を取り込み「差別と虐待」からの救済を主にしたことで、国際社会や国民の願いとかけ離れたものになりました。ここは原点に立ち返り立法根拠そのものからの再検討、論点に対する慎重審議を強く求めるものです。

2003年10月国会解散にともない廃案となった人権擁護法案は、次のような問題点がありました。

- ①政府からの独立性など国連が示す国内人権機構のあり方（パリ原則）とは異なる
- ②公権力や大企業による人権侵害を除外しており、もっとも必要性の高い救済ができない
- ③報道によるプライバシー侵害を特別救済手続きの対象としており、表現・報道の自由と国民の知る権利を奪う
- ④「人権」や「差別」についての明確な規定なしに、「差別的言動」を「特別救済手続き」として規制の対象としたことが、国民の言論表現活動への抑圧であり憲法に抵触する

これらの問題点は、法務省が昨年12月に示した法案「概要」をみると、③を除き何ら解決されていません。

特に、人権救済機関の所管について「基本方針」「概要」は法務省としたが、私たちやマスコミ、日弁連なども内閣府の所管を求めています。基本骨格となる重要な点は5年後見直しとすべきではなく、議論を尽くす必要があります。

さらに国民間の言論や表現・出版に係わる領域に「差別助長行為」などといまいな定義をもって介入することは国民の言論活動を萎縮させるものです。インターネット上の表現行為に係わる「差別的情報」は自主規制の優先、ネット関連法の整備を検討すべきで、人権機関が介入・規制すべきではありません。